

佐倉市成年後見制度利用促進

基本計画

(素案)



令和2年（2020年）3月

佐 倉 市

令和元年8月23日現在

計画策定にあたって

令和2年3月

佐倉市長 西田 三十五

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について | 1 |
| 1 計画策定の意義 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制 | 5 |
| (1) 成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会の開催 | 5 |
| (2) 「成年後見制度利用促進に関する検討会」の開催 | 5 |
| (3) 市民等への意識調査・関係機関への実態調査 | 6 |
| (4) パブリックコメント | 6 |
| 5 計画の進行管理 | 7 |
| 第 2 章 成年後見制度利用に関する現状 | 8 |
| 1 国の現状 | 8 |
| (1) 国の成年後見関係事件の概況 | 8 |
| (2) 「国的基本計画」の概要 | 9 |
| 2 佐倉市の現状 | 11 |
| (1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要介護（要支援）認定者 | 11 |
| (2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移 | 13 |
| (3) 佐倉市の成年後見等市長申立の実績 | 14 |

| | |
|---|-----------|
| (4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移 | 15 |
| (5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について | 19 |
| (6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制 | 21 |
| | |
| 第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取り組み..... | 22 |
| 1 佐倉市成年後見支援センターの設置..... | 22 |
| 2 市民後見人養成講座と、スキルアップ研修等の実施..... | 22 |
| 3 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直し・利用費用助成範囲の拡大 | 22 |
| 4 市民後見人の選任..... | 23 |
| 5 成年後見に関する実態調査の実施..... | 23 |
| (1) 市民意識調査..... | 23 |
| (2) 地域包括支援センター・相談支援事業所の支援状況の調査 | 25 |
| (3) 金融機関の実態調査..... | 30 |
| | |
| 第4章 これまでの取り組みと調査からみる佐倉市の課題..... | 31 |
| 1 成年後見制度の認知度の低さ | 31 |
| 2 成年後見人等への支援体制の不足..... | 32 |
| 3 成年後見人等の不足 | 32 |
| 4 中核機関、地域連携ネットワークの未整備 | 33 |

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取り組み 34

| | |
|---|-----------|
| 1 佐倉市の成年後見制度利用促進にむけての基本方針と基本目標 | 34 |
| 2 今後の取り組み..... | 36 |
| (1) 成年後見制度の周知・啓発の強化 | 36 |
| (2) 相談機能・後見人等支援の強化 | 38 |
| (3) 後見人等の養成..... | 42 |

第6章 資料編 44

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱 | 44 |
| 2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員 | 47 |
| 3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況 | 48 |
| 4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則 | 48 |
| 5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則 | 48 |

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、後見人などを選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。平成11年、民法の一部改正により、従来の禁治産制度¹が見直され、利用しやすい制度とすることを目指し平成12年から導入されました。しかし、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成28年5月に施行されました。また、この「促進法」に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、ノーマライゼーション²、自己決定権の尊重、身上保護³の重視に向けた制度理念の尊重を図るとされたところです。市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

¹ 禁治産制度：明治時代に作られた制度で、心神喪失の常況にある人を保護するために、家庭裁判所が禁治産の宣告をして、本人に後見人をつける制度のこと。

² ノーマライゼーション：子どもも高齢者も、障害のある方もない方も、互いに特別に区別されることなく平等に生活する社会を実現させる考え方。

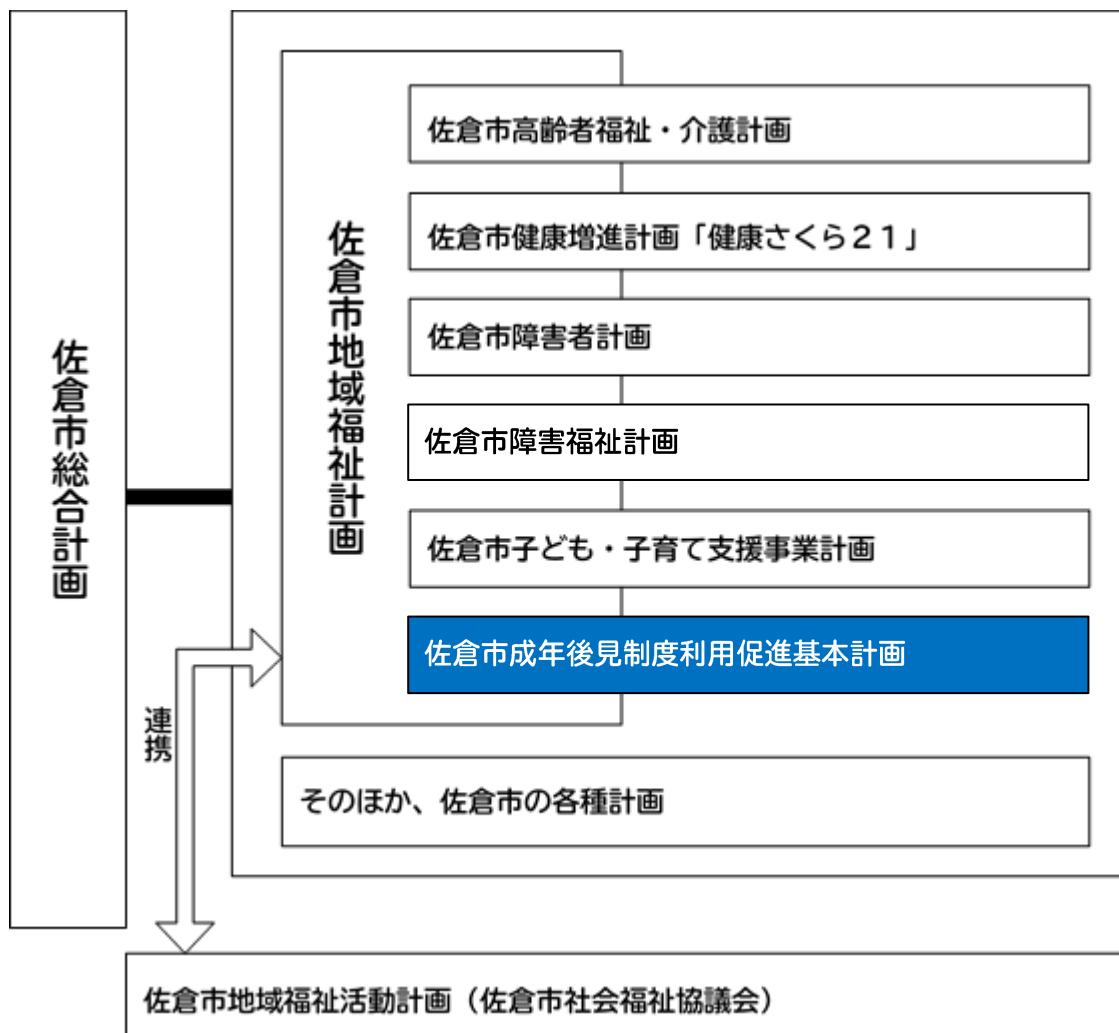
³ 身上保護：本人の意思を尊重し、定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うことで、実際の介護等の行為は含まない。

このため、今後、佐倉市では、成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」は、「促進法」第23条の規定に基づく市町村計画として位置づけています。

また、認知症、知的障害その他精神上の障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障のある方（以下「権利擁護支援等が必要な方」という。）への包括的な支援の提供を図るために、「佐倉市総合計画」、「佐倉市地域福祉計画」、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」「佐倉市障害者計画」等や関連する個別の各計画とも整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間を対象期間としています。

| 計画 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐倉市総合計画 | 第4次計画 | | | | |
| 佐倉市 地域福祉計画 | 第3次計画 | | | | |
| 佐倉市 高齢者福祉・介護計画 | | | | | |
| 佐倉市 障害福祉計画 | | 第7期計画 | | | |
| 佐倉市 障害者計画 | | 第5期計画 | | 第6期計画 | |
| 佐倉市 成年後見制度 利用促進基本計画 | | 第5次計画 | | 第6次計画 | |

4 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民や当事者団体等から意見を求め、司法関係者、福祉関係者、学識経験者等から意見を広く聴取しました。また、府内における関係部署との調整を行いました。

(1) 成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会の開催

「促進法」の施行、「国の基本計画」の閣議決定により市町村においても成年後見制度の利用の促進に関して必要な措置を講ずるよう求められたことを受け、平成29年度において、「国の基本計画」を踏まえた佐倉市の成年後見制度利用促進に関し、法律・税務・高齢者福祉・障害者福祉等の専門職の方々と、意見交換会を2回行いました。

(2) 「成年後見制度利用促進に関する検討会」の開催

平成29年度に開催した意見交換会により得られた知見を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に、成年後見制度に精通する専門職等を委員とした、「成年後見制度利用促進に関する検討会」を発足しました。 平成30年度の検討会における検討内容は「佐倉市における成年後見制度利用促進に向けた意見書」（平成31年3月）として報告されました。

また、令和元年度においては、当事者団体等から成年後見制度利用についての実情や課題等についてご意見を伺いました。

(3) 市民等への意識調査・関係機関への実態調査

成年後見制度に係る現在の状況や求められているニーズ、今後の課題等について把握するため、市民及び認知症・知的障害その他精神上の障害等のある方を支援する機関、成年後見人等受諾団体、金融機関等に対して調査を行い、結果を分析・整理した上で施策に反映すべく、計画内容について検討してまいりました。

(4) パブリックコメント

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を市ホームページで公表し、市民からの意見を募り、提出されたご意見に対する市の考え方を公表しました。

| 年度 | 計画策定に向けての内容／実施時期 | |
|-----------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 平成29年度 | 成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会 | 第1回：平成29年8月18日 |
| | | 第2回：平成30年1月26日 |
| 平成30年度 | 関係団体への調査（土業団体、相談支援機関、家庭裁判所） | 平成30年4月～5月 |
| | 市民意識調査 | 平成30年7月12日～7月30日 |
| | 成年後見制度利用促進に関する検討会 | 第1回：平成30年6月1日 |
| | | 第2回：平成30年8月3日 |
| | | 第3回：平成31年2月8日 |
| 平成31年度 令和元年度 | 関係団体への調査（土業団体、家庭裁判所） | 平成31年4月～令和元年5月 |
| | 金融機関への調査 | 平成31年4月～令和元年5月 |
| | 成年後見制度利用促進に関する検討会 | 第1回：令和元年6月7日 (当事者団体からの意見聴取) |
| | | 第2回：令和元年8月23日 |
| | | 第3回：令和元年11月 日 |
| | パブリックコメント | 令和2年2月～3月 |

5 計画の進行管理

市は、この計画の円滑な実施に向けて、中核機関を軸とした地域連携ネットワークを活用して意見を聴取し、調整を図りながら推進してまいります。

また、計画推進の総合的な点検や評価を行い、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

第2章 成年後見制度利用に関する現状

1 国の現状

(1) 国の成年後見関係事件の概況

最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（平成30年1月～12月）によると、平成30年12月31日時点における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は、合計で218,142人（前年は210,290人）であり、対前年度比約3.7%の増加となっています。

申立人の内訳は、本人の子が最も多く、全体の約24.9%を占め、次いで市町村長（約21.3%）、本人（約15.8%）の順となっています。市町村長が申し立てたもの（市長申立⁴）は、7,705件で、前年の7,037件に比べ、約9.5%の増加になっています。

主な申し立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、次いで「身上監護」（現在は「身上保護」という。脚注3を参照）となっています。

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっています。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。なお、第三者の中では、弁護士（約29.2%）、司法書士（約37.7%）、社会福祉士（約17.3%）の占める割合が多くなっています。

⁴市長申立：認知症等や知的障害その他精神上の障害等により日常生活に支障がある方に対し、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合、市町村長が申立人となり成年後見開始等の請求を家庭裁判所へ行うこと。

(2) 「国の基本計画」の概要

「国の基本計画」は、「促進法」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定されたものです。この計画に示されている基本的な考え方と目標は、次のとおりです。

【基本的な考え方】

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

【施策の目標】

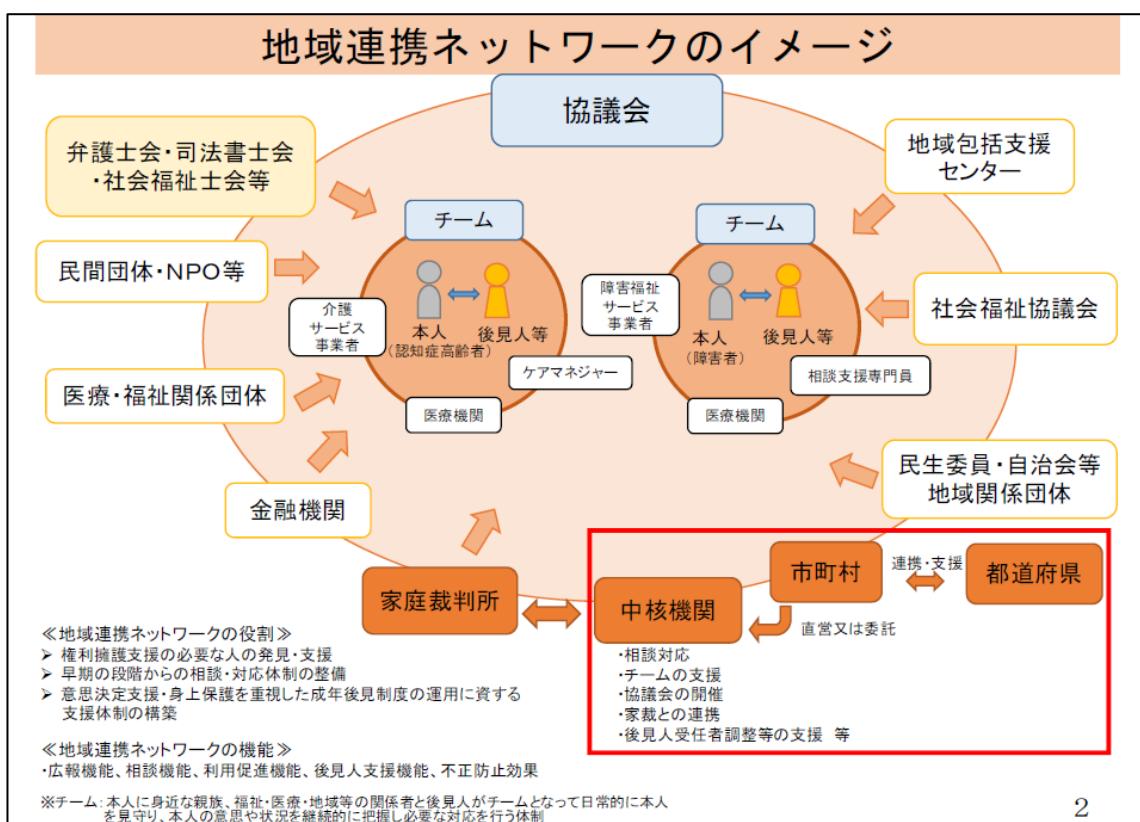
- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援⁵の「地域連携ネットワーク」⁶の構築を図る。
- ③成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、「成年被後見人等」という。）の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

⁵ 権利擁護支援：認知症、知的障害その他精神上の障害が理由で判断能力が不十分な方の権利を守るために行われる支援のこと。

⁶ 「地域連携ネットワーク」：全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援等が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携の仕組み。

【市町村の役割】

- ①「地域連携ネットワーク」・「中核機関」⁷の設置・運営において積極的な役割を果たす。
- ②「地域連携ネットワーク」・「中核機関」に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市の計画を定めるよう努める。
- ③成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他合議制の機関を置くよう努める。
- ④地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。



2

⁷ 「中核機関」：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役として市町村に設置することが国の基本計画に示された。

2 佐倉市の現状

(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要介護（要支援）認定者

本市の高齢者人口は、年々増加しており、平成31年3月31日現在で、総人口の3

1. 1%が65歳以上の高齢者となっています。

また、要支援・要介護認定を受けている方も毎年増加しており、**平成30年4月1日**

から平成31年3月31日の間に現在で認定を受けた方は7,350人でした。

その認定調査において認知症高齢者の日常生活自立度⁸の「Ⅱ」以上と判定された方は、3,757人となっています。

「人口等の推移・各年度末現在(外国人含む)」

[単位:人]

| 区分 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口(A) | 177,723 | 177,411 | 176,976 | 176,518 | 176,059 | 175,476 |
| 40歳未満 | 69,099 | 67,379 | 65,873 | 64,474 | 63,219 | 61,775 |
| 40歳以上 | 108,624 | 110,032 | 111,103 | 112,044 | 112,840 | 113,701 |
| 40-64歳 | 62,194 | 61,210 | 60,501 | 59,622 | 59,397 | 59,135 |
| 65-69歳 | 15,147 | 15,987 | 16,849 | 16,696 | 15,687 | 14,614 |
| 70-74歳 | 12,904 | 13,452 | 13,031 | 13,137 | 14,000 | 14,437 |
| 75-79歳 | 8,552 | 8,890 | 9,484 | 10,292 | 10,930 | 11,997 |
| 80-84歳 | 5,154 | 5,607 | 6,084 | 6,569 | 7,022 | 7,400 |
| 85-89歳 | 2,996 | 3,105 | 3,248 | 3,411 | 3,670 | 3,831 |
| 90歳以上 | 1,677 | 1,781 | 1,906 | 2,017 | 2,134 | 2,287 |
| 高齢者人口(B) | 46,430 | 48,822 | 50,602 | 52,122 | 53,443 | 54,566 |
| 高齢化率(B/A) | 26.1% | 27.5% | 28.6% | 29.5% | 30.5% | 31.1% |
| 前期高齢者人口(C) | 28,051 | 29,439 | 29,880 | 29,833 | 29,687 | 29,051 |
| 前期高齢化率(C/A) | 15.8% | 16.6% | 16.9% | 16.9% | 16.9% | 16.6% |
| 後期高齢者人口(D) | 18,379 | 19,383 | 20,722 | 22,289 | 23,756 | 25,515 |
| 後期高齢化率(D/A) | 10.3% | 10.9% | 11.7% | 12.6% | 13.5% | 14.5% |

⁸ 認知症高齢者の日常生活自立度：高齢者の認知症について、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目し、自立の程度を踏まえた日常生活の自立度を5区分にランク分けし評価する表すもの。介護保険要介護認定の調査にも使用され審査判定の参考として利用されている。ランクⅡ以上で日常生活に支障を及ぼす行動や症状、意思疎通の困難さが出現している状態とされる。

「市内要支援・要介護認定者の推移・各年度末現在」

[単位:人]

| 項目 | | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 | 平成30年3月 | 平成31年3月 |
|--------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要介護(要支援)認定者数 | | 6,352 | 6,507 | 6,784 | 6,866 | 6,984 | 7,350 |
| 内訳 | 要支援1 | 1,030 | 1,120 | 1,230 | 1,321 | 1,220 | 1,257 |
| | 要支援2 | 1,169 | 1,214 | 1,285 | 1,258 | 1,335 | 1,428 |
| | 要介護1 | 1,029 | 1,085 | 1,105 | 1,118 | 1,130 | 1,092 |
| | 要介護2 | 985 | 1,007 | 1,018 | 993 | 984 | 1,045 |
| | 要介護3 | 771 | 725 | 758 | 795 | 809 | 900 |
| | 要介護4 | 784 | 814 | 820 | 835 | 891 | 951 |
| | 要介護5 | 584 | 542 | 568 | 546 | 615 | 677 |

「市内要介護認定者の『認知症高齢者の日常生活自立度』」

(平成31年3月末時点での要介護認定者)

[単位:人]

| ランク | 判断基準 | 人数 | |
|-----------|--|-------|--------------------|
| 自立 | 認知症を有しない。 | 1,635 | Ⅱ～Mランクの人数 3,757 |
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 | 1,892 | |
| II | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | 2,475 | |
| II a | 家庭外で上記IIの状態が見られる。 | 1,096 | |
| II b | 家庭内でも上記IIの状態が見られる。 | 1,379 | |
| III | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。 | 1,093 | |
| III a | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 | 958 | |
| III b | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。 | 135 | |
| IV | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 | 183 | |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | 6 | |
| その他(転入者等) | 転入等により市外で要介護(要支援)認定調査を受けた等により佐倉市で認知症高齢者の日常生活自立度判定が把握できない者。 | 66 | |

(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移

障害者手帳等の所持者は増加傾向にあります。18歳以上の療育手帳所持者は「重度」の認定者が多く、精神保健福祉手帳の所持者・自立支援医療（精神通院）⁹受給者も年々増加しています。

「市内療育手帳所持者数・各年度末現在」

[単位：人]

| 程度 | 平成26年3月 | | | 平成27年3月 | | | 平成28年3月 | | |
|----|---------|-------|-----|---------|-------|-----|---------|-------|-----|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
| 軽度 | 88 | 180 | 268 | 115 | 185 | 300 | 125 | 200 | 325 |
| 中度 | 44 | 186 | 230 | 53 | 187 | 240 | 51 | 187 | 238 |
| 重度 | 60 | 255 | 315 | 77 | 271 | 348 | 75 | 291 | 366 |
| 計 | 192 | 621 | 813 | 245 | 643 | 888 | 251 | 678 | 929 |

| 程度 | 平成29年3月 | | | 平成30年3月 | | | 平成31年3月 | | |
|----|---------|-------|-----|---------|-------|-----|---------|-------|-------|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
| 軽度 | 140 | 209 | 349 | 140 | 205 | 345 | 138 | 237 | 375 |
| 中度 | 62 | 187 | 249 | 63 | 189 | 252 | 71 | 211 | 282 |
| 重度 | 67 | 303 | 370 | 71 | 305 | 376 | 71 | 300 | 371 |
| 計 | 269 | 699 | 968 | 274 | 699 | 973 | 280 | 748 | 1,028 |

「市内精神保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）受給者数・各年度末現在」

[単位：人]

| 精神保健福祉手帳 | 平成26年3月 | | | | 平成27年3月 | | | |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
| 精神保健福祉手帳 | 154 | 575 | 207 | 936 | 173 | 650 | 212 | 1,035 |
| 自立支援医療（精神通院）受給者 | 2,191 | | | | 2,295 | | | |

| 精神保健福祉手帳 | 平成28年3月 | | | | 平成29年3月 | | | |
|-----------------|---------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
| 精神保健福祉手帳 | 204 | 719 | 218 | 1,141 | 227 | 769 | 224 | 1,220 |
| 自立支援医療（精神通院）受給者 | 2,427 | | | | 2,504 | | | |

| 精神保健福祉手帳 | 平成30年3月 | | | | 平成31年3月 | | | |
|-----------------|---------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
| 精神保健福祉手帳 | 240 | 809 | 263 | 1,312 | 245 | 885 | 316 | 1,446 |
| 自立支援医療（精神通院）受給者 | 2,600 | | | | 2,656 | | | |

⁹ 自立支援医療（精神通院）：通院による精神医療について、医療費自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

(3) 佐倉市の成年後見等市長申立の実績

高齢者で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見開始等の申立を行った方は、認知症等により生活維持が困難となった方で、独居や親族等からの支援が受けられないことが理由となるものが多く、近年、申立件数は増加しています。

知的障害その他精神上の障害のある方で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見開始等の申立を行った方は、両親や兄弟などこれまで支援していた方が不在となり、生活に支障が生じたことが主な理由となります。

「佐倉市の成年後見等 市長申立件数」

高齢者

〔単位:人〕

| 申立年 | 件数 | 内訳(類型) | | |
|-------|----|--------|----|----|
| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
| 平成27年 | 4 | 4 | - | - |
| 平成28年 | 6 | 6 | - | - |
| 平成29年 | 6 | 5 | 1 | - |
| 平成30年 | 14 | 14 | - | - |

障害者

〔単位:人〕

| 申立年 | 件数 | 内訳(類型) | | |
|-------|----|--------|----|----|
| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
| 平成27年 | 1 | - | 1 | - |
| 平成28年 | 0 | - | - | - |
| 平成29年 | 1 | 1 | - | - |
| 平成30年 | 1 | 1 | - | - |

数値は各年1月1日から12月31日までの人数。

(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移

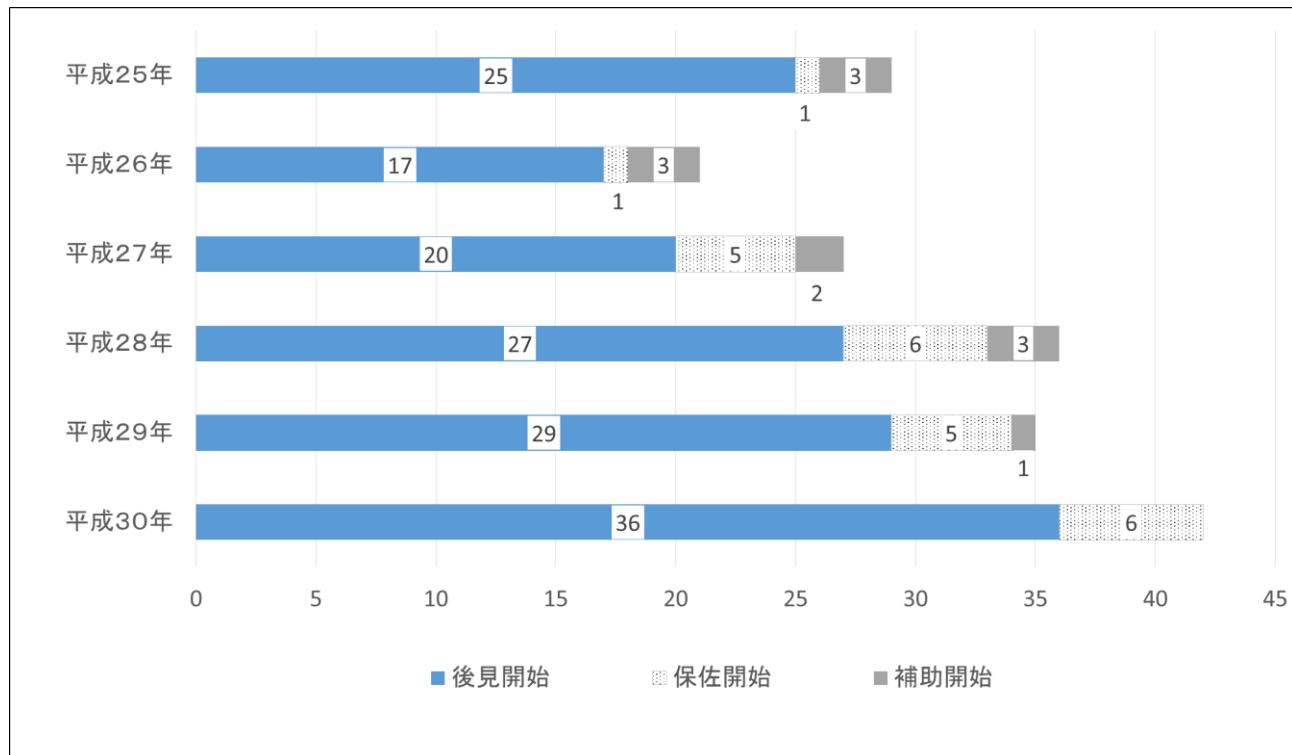
住所地が佐倉市にある方（住民登録が佐倉市にある方）で、成年後見制度の申立を行い、利用を開始した方は、毎年20～40人前後で、高齢者の利用が多くを占めます。新たに選任された後見人等は「親族」が最も多く、「司法書士」「弁護士」「社会福祉士」等の第三者の選任件数も増加しています。

「新規の成年後見等申立者の数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

| | 後見開始 | | 保佐開始 | | 補助開始 | | 合計 | |
|-------|------|------------|------|------------|------|------------|----|------------|
| | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 |
| 平成25年 | 25 | 25 | 1 | 1 | 3 | 3 | 29 | 29 |
| 平成26年 | 17 | 16 | 1 | 1 | 3 | 1 | 21 | 18 |
| 平成27年 | 20 | 18 | 5 | 2 | 2 | 0 | 27 | 20 |
| 平成28年 | 27 | 23 | 6 | 3 | 3 | 1 | 36 | 27 |
| 平成29年 | 29 | 24 | 5 | 5 | 1 | 1 | 35 | 30 |
| 平成30年 | 36 | 30 | 6 | 3 | 0 | 0 | 42 | 33 |

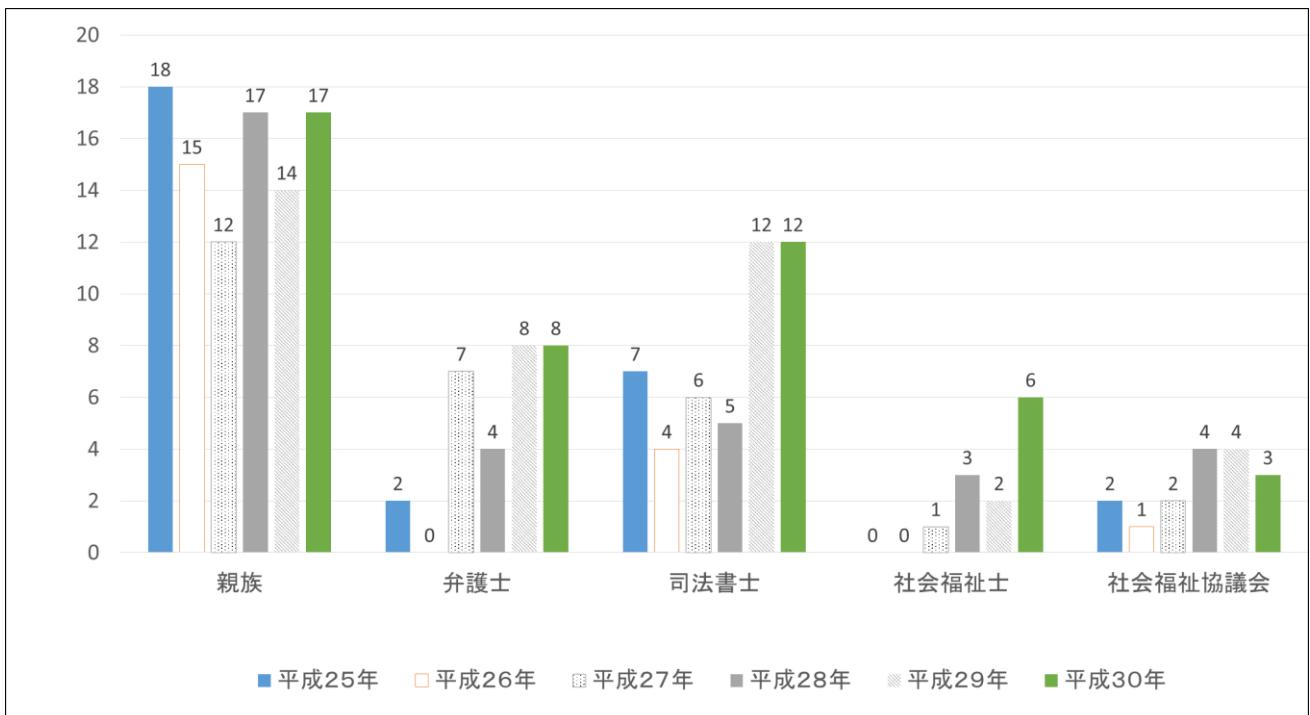
数値は各年1月1日から12月31日までの人数。



「新規の成年後見等申立に対し選任された後見人等」(本人住所地が佐倉市にあるもの)〔単位:人〕

| | 親族 | 弁護士 | 司法書士 | 社会福祉士 | 社会福祉協議会 | その他 | 合計 |
|-------|----|-----|------|-------|---------|-----|----|
| 平成25年 | 18 | 2 | 7 | 0 | 2 | 1 | 30 |
| 平成26年 | 15 | 0 | 4 | 0 | 1 | 4 | 24 |
| 平成27年 | 12 | 7 | 6 | 1 | 2 | 0 | 28 |
| 平成28年 | 17 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 37 |
| 平成29年 | 14 | 8 | 12 | 2 | 4 | 4 | 44 |
| 平成30年 | 17 | 8 | 12 | 6 | 3 | 2 | 48 |

複数後見人等が選任されることがあるため、申立件数と一致しない。



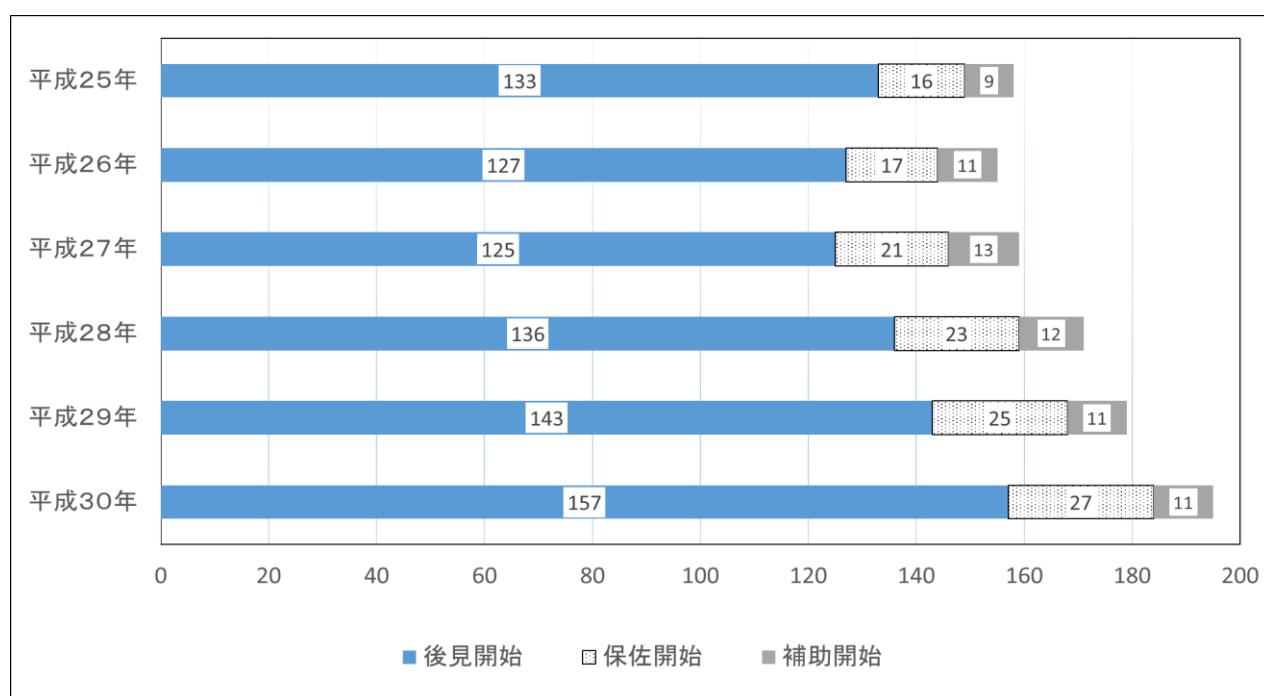
佐倉市が所在地（佐倉市に居住）の住所地が佐倉市にある方（住民登録が佐倉市にある方）で成年後見制度を利用されている方は、平成30年12月末現在で195人（高齢者129人、知的障害または精神上の障害のある方66人）です。平成30年度の市内「認知症高齢者の日常生活自立度」IIa以上の判定者数から推定した高齢者の利用率は約3.4%、平成30年度市内療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数から推定した知的障害または精神等の障害がある方の利用率は約2.7%となります。

「成年後見等利用者数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

| | 後見開始 | | 保佐開始 | | 補助開始 | | 合計 | |
|-------|------|------------|------|------------|------|------------|-----|------------|
| | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 | | うち 高齢者数 |
| 平成25年 | 133 | 89 | 16 | 8 | 9 | 7 | 158 | 104 |
| 平成26年 | 127 | 85 | 17 | 11 | 11 | 7 | 155 | 103 |
| 平成27年 | 125 | 85 | 21 | 13 | 13 | 7 | 159 | 105 |
| 平成28年 | 136 | 93 | 23 | 13 | 12 | 6 | 171 | 112 |
| 平成29年 | 143 | 99 | 25 | 14 | 11 | 6 | 179 | 119 |
| 平成30年 | 157 | 108 | 27 | 15 | 11 | 6 | 195 | 129 |

各年の12月31日時点で後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人の数



佐倉市では、「親族」が後見人等に選任されている方ケースはが最も多く（平成30年では49.7%）、その数は横ばい状態です。その一方で、弁護士等の第三者が後見人等として選任される方ケースは増加傾向にあります。

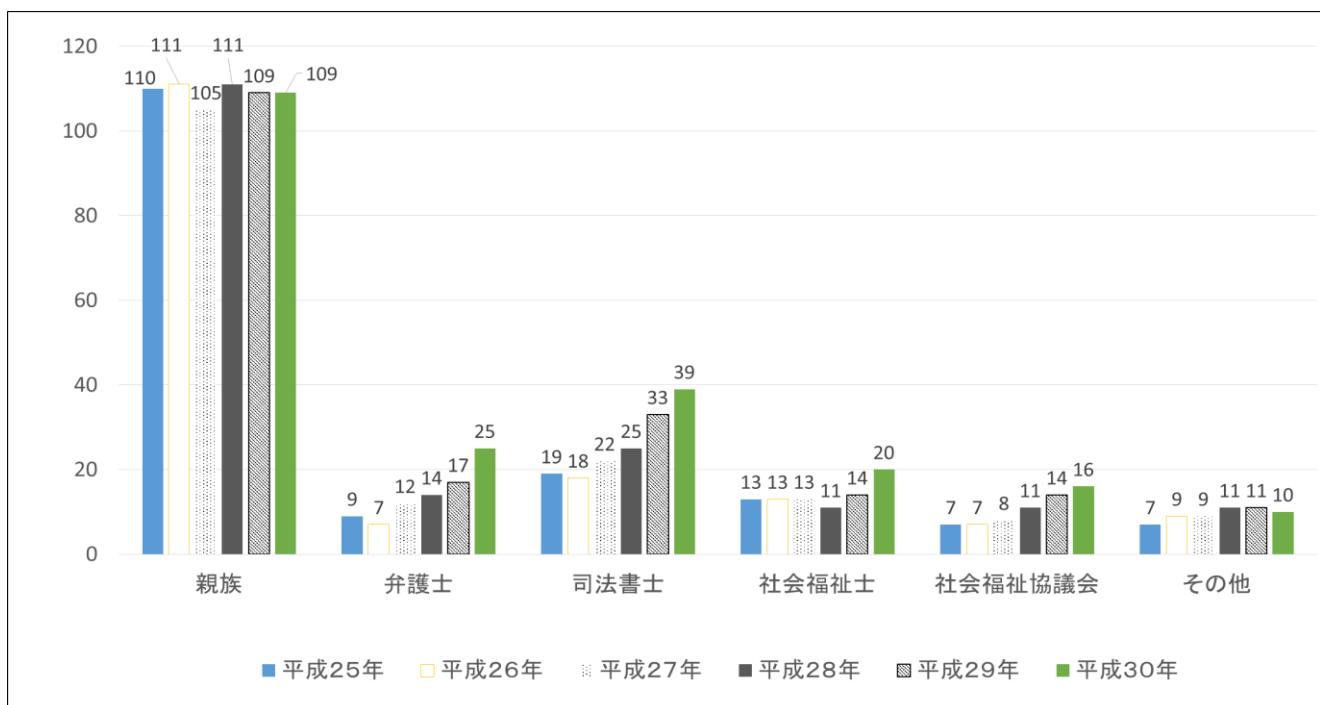
前述のとおり、国の概況では「親族」が後見人等である方ケースは、全体の約23.2%（平成30年）ですが、その割合と比較すると、佐倉市では「親族」が後見人等である方ケースが多い傾向にあります。

「成年後見人等の本人との関係」

〔単位：人〕

| | 親族 | 弁護士 | 司法書士 | 社会福祉士 | 社会福祉協議会 | その他 | 合計 |
|-------|-----|-----|------|-------|---------|-----|-----|
| 平成25年 | 110 | 9 | 19 | 13 | 7 | 7 | 165 |
| 平成26年 | 111 | 7 | 18 | 13 | 7 | 9 | 165 |
| 平成27年 | 105 | 12 | 22 | 13 | 8 | 9 | 169 |
| 平成28年 | 111 | 14 | 25 | 11 | 11 | 11 | 183 |
| 平成29年 | 109 | 17 | 33 | 14 | 14 | 11 | 198 |
| 平成30年 | 109 | 25 | 39 | 20 | 16 | 10 | 219 |

各年12月31日現在の数



(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について

成年後見制度の申立を行った場合の成年後見人等には、前述のとおり、第三者が選任される件数が増加傾向にありますが、佐倉市内の成年後見人等を受任できる専門職の数は、平成31年1月現在17人であり、専門職のみで後見人等を担うことは困難な状況にあります。

第三者による成年後見人等は、個人の受任だけではなく、法人での受任（法人後見¹⁰⁾）も行われています。佐倉市社会福祉協議会は、佐倉市内での法人後見受任件数が最も多く、平成30年度未実績で25件となっています。また、同法人で実施している日常生活自立支援事業¹¹⁾の利用者数も増加傾向にあり、利用者の状況に応じて、成年後見制度への利用支援も行われています。

「千葉家庭裁判所佐倉支部管内及び佐倉市内の士業¹²⁾数・後見等受任候補者数」

[単位：人]

| | 千葉県 弁護士会 | 千葉 司法書士会 | 千葉県 社会福祉士会 | 千葉県 行政書士会 |
|----------------------|-------------|-------------|---------------|--------------|
| 千葉家庭裁判所 佐倉支部管内士業数 | 41 | 58 | 32 | 246 |
| 後見等受任候補者数 | 20 | 19 | 18 | 9 |
| 佐倉市内士業数 | 13 | 16 | 9 | 58 |
| 後見等受任候補者数 | 5 | 5 | 5 | 2 |

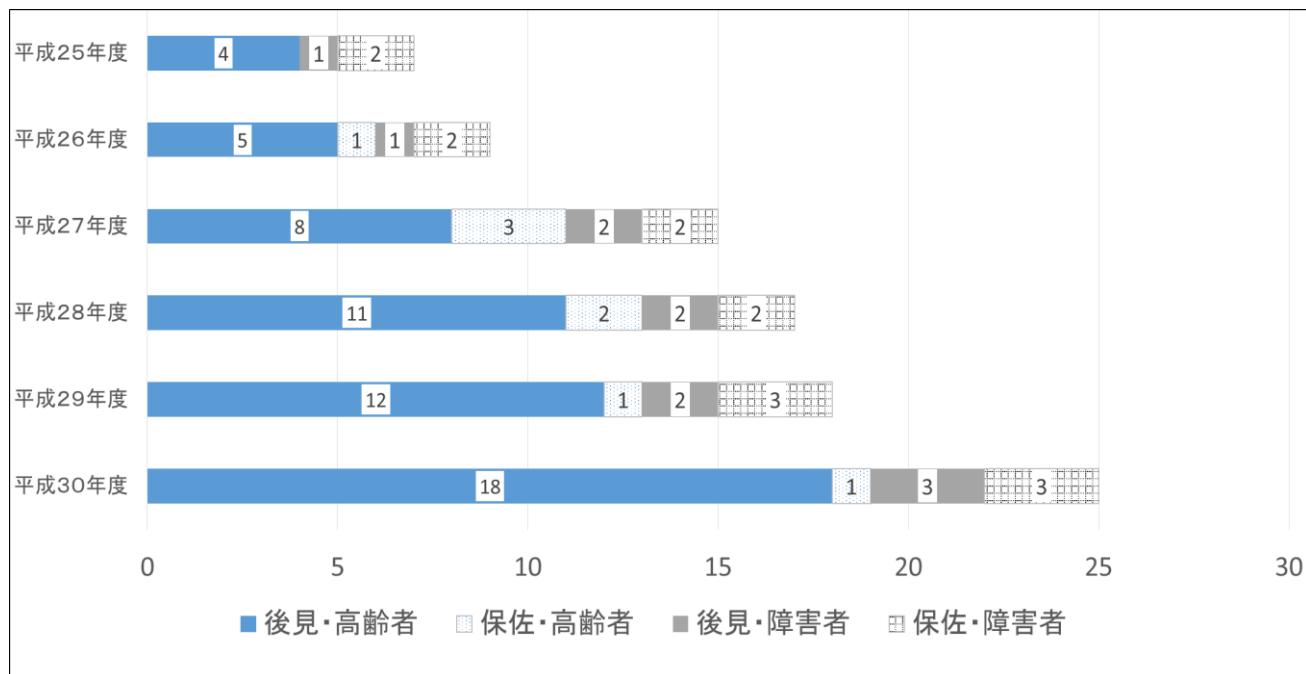
数値は平成31年1月1日現在

¹⁰ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、被後見人等の保護や支援を行う。

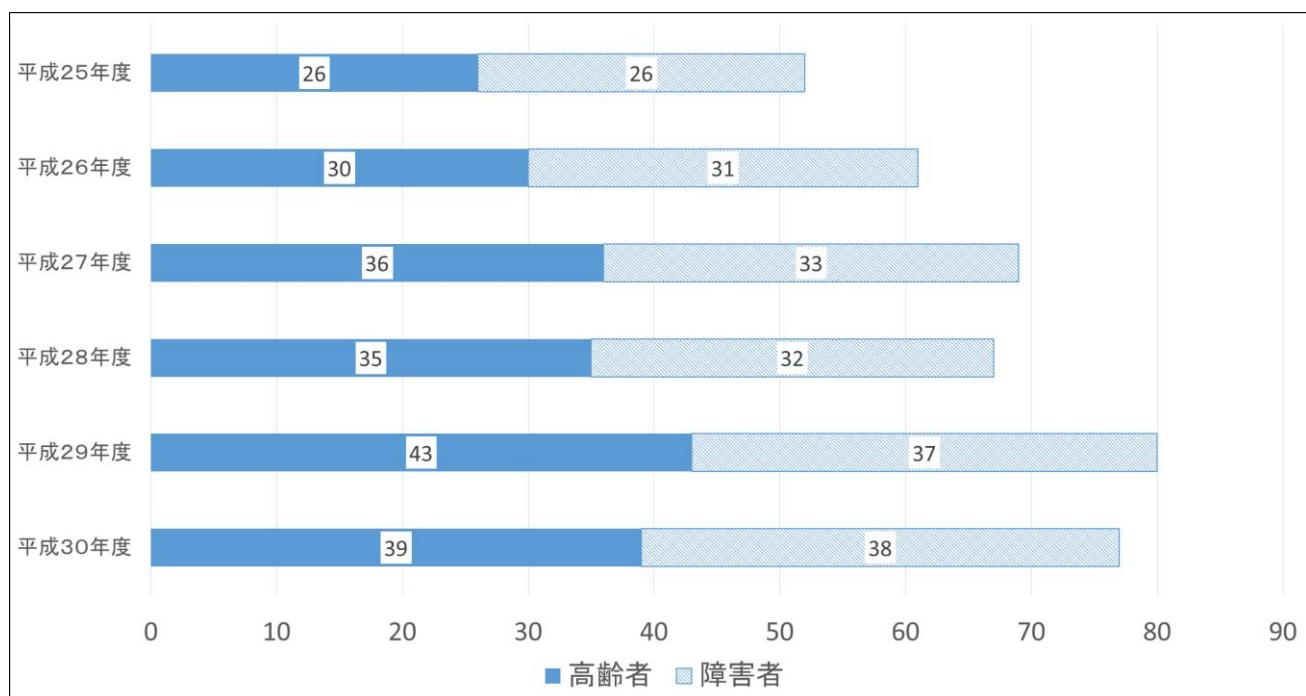
¹¹ 日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、その他精神上の障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。佐倉市では佐倉市社会福祉協議会が実施している。

¹² 士業：法律に基づく、専門性の高い資格を取得している職業のこと。成年後見制度においては対象者の生活に大きく直接関わり、公共の安全にも重大な影響を与えるため、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が成年後見人として活動している。

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 法人後見事業受託受任状況」



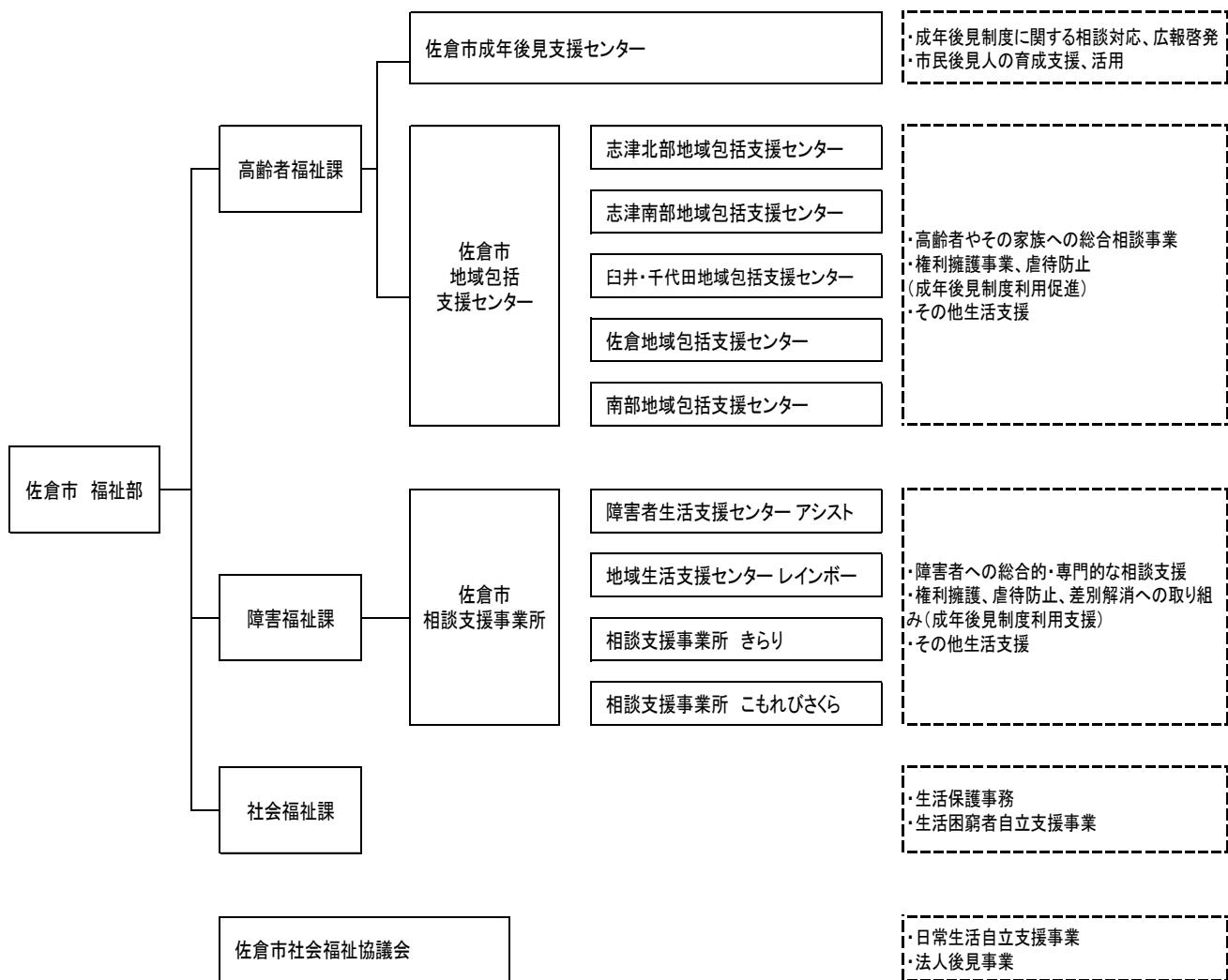
【参考】「佐倉市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 利用者状況」



(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制

佐倉市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である5ヶ所の「地域包括支援センター」と、障害者への総合的・専門的な相談支援を行う4ヶ所の「相談支援事業所」を設置しています。また、平成25年度より佐倉市成年後見支援センターを設置し、その方が必要とされる支援の提供に向け、生活保護、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の実施機関とも連携した権利擁護に関する相談支援体制を整備しています。

「現在の佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制」



第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取り組み

1 佐倉市成年後見支援センターの設置

平成25年4月、佐倉市社会福祉協議会への業務委託により、佐倉市成年後見支援センターを設置しました。同センターでは、成年後見制度の周知や講演会等を実施するほか、市民後見人¹³の養成も行い、専門相談・一般相談を実施し、認知症等により判断能力が十分でない高齢者、障害者等の権利擁護、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

2 市民後見人養成講座と、実践演習及びスキルアップ研修等の実施

平成25年度に市民後見人養成講座を実施しました。平成26年度及び平成27年度には、養成講座終了者に対し、佐倉市社会福祉協議会の法人後見の業務を通じて**実践**研修を実施しました。

また、養成講座修了者から市民後見人候補者を募り、平成28年3月に市民後見人候補者名簿を作成いたしました。候補者として名簿登録された方には、毎年スキルアップ研修を実施し、成年後見人の新たな担い手の養成に取り組んでいます。

3 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直し・利用費用助成範囲の拡大

権利擁護支援等が必要な方や、成年後見制度利用に伴う費用の支払いが困難な低所得者が増えていくことに対応するため、平成30年4月より、成年後見制度の利用に対する費用助成について、市長申立ての以外の方にも対象者を拡充いたしました。

¹³ 市民後見人：親族以外の市民による後見のこと。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。

4 市民後見人の選任

佐倉市では、市民後見人養成講座修了者13名のうち、11名が市民後見人候補者として名簿に登録されております。平成30年4月に、このうち1名の方が、千葉家庭裁判所より後見人として選任されました。令和2年3月現在、市内で3名の市民後見人が選任されており、佐倉市成年後見支援センターではその活動を支援しています。

5 成年後見に関する実態調査の実施

佐倉市において成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するにあたり、市民意識調査を行いました。また、佐倉市内における成年後見申立人数・利用者数、成年後見受任候補者数等を把握するため、千葉家庭裁判所、千葉県弁護士会、千葉司法書士会、千葉県社会福祉士会、及び千葉県行政書士会に対して調査を実施しました。

併せて、佐倉市内の地域包括支援センター、相談支援事業所へ成年後見制度利用に関する支援状況についての調査を行うとともに、市内の金融機関に対して高齢者や障害のある方への窓口対応や成年後見支援センターの認知度等について調査を行いました。

(1) 市民意識調査

市民意識調査は、佐倉市の取り組み等に対する市民からの率直な意見等を聴取し、施策の実施・評価の参考とすることにより、行政サービスの向上を推進し、市の将来像の実現を図るものです。

平成30年度市民意識調査は、市内在住の18歳以上の男女のうち、住民基本台帳から層化多段無作為により、4,200名の方を抽出しました。平成30年7月12日～3

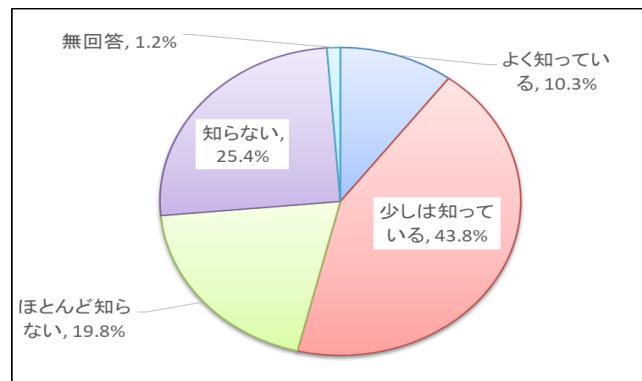
1日の間、郵送により配布・回収にて実施し、1,129名の方より回答がありました。

(回答率26.9%)

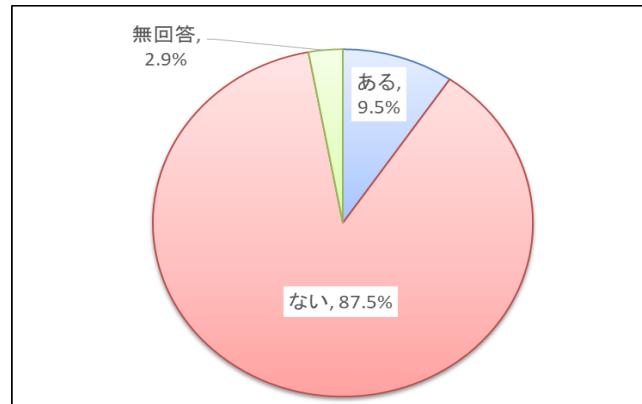
成年後見制度に関する質問において、制度を「知っている」「少しあは知っている」と回答された方は約54%でしたが、実際の利用について考えたことがある方は、9.5%でした。

また、佐倉市成年後見支援センターの認識は10.8%であり、市民への制度や支援機関の周知が必要であることがわかりました。

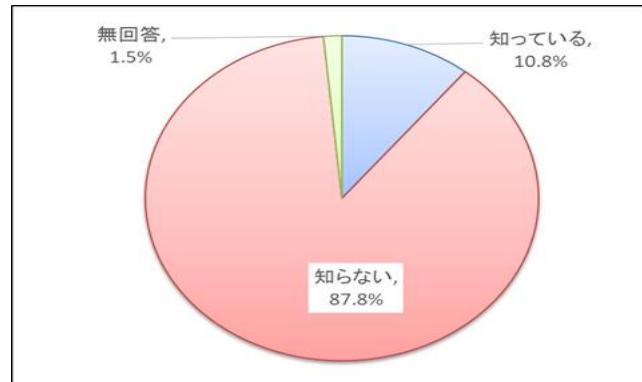
「成年後見制度について
知っていますか」



「成年後見制度を利用したいと
考えたことがありますか」



「成年後見制度の相談窓口である
佐倉市成年後見支援センターを
知っていますか」



(2) 地域包括支援センター・相談支援事業所の支援状況の調査

市内の地域包括支援センター、相談支援事業所に対し、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間の支援状況についてアンケート調査を行いました。

①地域包括支援センター

ア「相談者」と「相談の内容」

相談者は、親族・関係機関が多く、内容は対象者の状況が「身近な支援者が不在」「認知症により諸手続き等できない」という状況で日常生活に支障が生じ、対応に苦慮しているものが多くなっています。

| 相談者 | 内容（報告された事例） |
|--------------------------|---|
| 民生委員 | <ul style="list-style-type: none">●障害のある娘と二人暮らし。母親が死亡し父親も80歳を超えて体力の衰えを感じ、体調の急変や娘の事が心配と相談を受けた。●結婚歴のない姉と弟で二人暮らし。脳梗塞の弟を介護していた姉もがんで入院。今後が心配と民生委員が近隣を代表して相談。 |
| 親族 (子、兄弟姉妹、嫁、婿、甥、姪など) | <ul style="list-style-type: none">●認知症の女性。これまで面倒を見ていた夫が亡くなった。●母親の認知症が進行。お金の管理やいろいろな手続きができなくなってきた。●認知症、寝たきりなどで判断能力が低下している親。諸手続きに後見人が必要と銀行などで言われた。●認知症状が進んだ独居の叔母。お世話する友人と言う名目で自宅に入り込み財産を狙っている。結婚するとまで言っている。●独居の叔母。生活費の支援を依頼されているが対応出来ない。●夫が死去、子供がいない姉。毎日電話があり話はかみ合わない。マッサージを施す者が自宅に上がり高い料金を払っている。●施設入所中の母。金銭管理を含め面倒を見たくないし関わりたくない。●弟の後見になろうと思っている。どんな手続きが必要なのか。●統合失調症で入院中の息子の今後が心配。相談者の母親も心身の機能低下あり。●成年後見制度について知りたい。●佐倉市の助成制度について知りたい。●自分で申立書類を作る時、相談できるところはあるか知りたい。 |
| ケアマネジャー | <ul style="list-style-type: none">●認知症で一人暮らしの高齢者。故夫の親族が遺産分割協議に来るが、本人判断能力なく、不利益を被る可能性高い。●身寄りがなく、要介護1認知症の男性。がん末期の診断を受け緊急入院。入退院時の手続き・支払に困っている。●子のいない高齢者夫婦。妻は要介護状態で介護していた夫が自宅で倒れ死亡。妻の生活に支援者がいない。●認知症の夫婦と精神障害のある娘の世帯。娘が父から多額の金銭を要求して毛皮を購入するなど浪費している。 |
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none">●自分に身寄りがない。今後が心配。●養子縁組した子に財産を渡したくない。●母親が孤独死した。自分も独居で心配。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none">●認知症と思われる方が入院中。後見申立支援をお願いしたい。●救急搬送者。全身は汚れ、意思疎通が難しい。これまで関わりがあるか。今後の支援に向けて状況を確認してほしい。●退院予定の認知症のある方。今後の支援が必要なので支援してほしい。 |
| 入所施設 | <ul style="list-style-type: none">●支払いが滞っている方。本人の年金を息子が使い込んでいるようだ。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">●移動が困難な高齢者。預金の払い戻しをしたいという相談を金融機関から受けた。協力してほしい。 |
| その他 (元妻、近隣者) | <ul style="list-style-type: none">●離婚した夫。後見開始審判請求の申立人になってほしいと息子へ連絡があった。どうしたらよいか。●独居で認知症の高齢者。部屋に通帳や印鑑が無造作に置かれ、金銭管理が心配である。 |

イ 「相談への対応」

地域包括支援センターでは、相談への対応として、親族へ連絡をとり、制度利用の必要性を説明して申立支援を行うとともに、受諾団体の紹介・依頼・カンファレンスの参加等を主に行っています。親族に連絡がとれず、協力可能な者もいない場合は、成年後見支援センターや市担当課に相談し、本人申立支援や市長申立へつなげています。

| 対応 | 具体的な内容 |
|-------------------|---|
| 親族への連絡、 申立への支援 | <ul style="list-style-type: none">●訪問し、状況を確認。<ul style="list-style-type: none">→介護保険申請支援も同時に実施→施設入所支援も同時に実施●申立権限のある親族へ連絡し、成年後見制度について説明。<ul style="list-style-type: none">→親族で申立ができないため、直接、弁護士、司法書士につなぎ、申立手続きを依頼。→成年後見支援センターへ相談し、司法書士の紹介を受けて申立て手続きを依頼。→親族が申立人となる。申立書類作成を支援。後見人受諾者を紹介。→親族が弁護士等へ直接相談。●経済的虐待の疑いあるケース。市高齢者福祉課と共に、親族の申立を支援。●診断書作成のため、医療機関への受診の調整、同行。●親族と共に家庭裁判所に同行。 |
| 市長申立への 相談・つなぎ | <ul style="list-style-type: none">●身寄りのない方について、市高齢者福祉課へ連絡、申立て手続きを依頼。<ul style="list-style-type: none">→市への情報提供、市職員との同行訪問→医療機関や介護事業所等関係者との連絡調整 |
| 本人申立の支援 | <ul style="list-style-type: none">●本人の意向を確認しつつ、申立て書類の作成（本人への助言）、受診同行、裁判所面接の同席など、一連を支援。<ul style="list-style-type: none">→弁護士が後見人に選任●高齢者福祉課や関係機関との連携 |
| 関係機関への 相談・つなぎ | <ul style="list-style-type: none">●市、家庭裁判所との連絡調整、申立書類の取り寄せ。●後見人受諾可能な専門職、団体への依頼。●成年後見制度の利用にむけての専門職等への相談、面談への同席。●必要に応じて担当者会議の開催支援。●身寄りない方について、成年後見申立て手続きから死後事務まで受諾可能な専門職への依頼。●母子で支援が必要な世帯。後見制度の利用を視野に、まずは社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用支援。 |
| 制度説明 | <ul style="list-style-type: none">●成年後見制度●任意後見制度●成年後見支援センター●申立て手続きの方法 |

ウ 「申立て支援の件数」

市内5ヶ所の地域包括支援センターにおける申立て支援の件数は、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間で、18件でした。

工 「成年後見制度利用者、後見人からの相談や関わり」

| 相談者 | 相談、関わりの内容 |
|--------|--|
| 利用者 | (実績なし) |
| 成年後見人等 | <ul style="list-style-type: none">●支援方針、対応等についての相談●後見人が就くまでの利用者の生活の様子や意向、経緯等の照会●ケアマネジャー等の介護関係者との関係づくりについての相談●情報共有（在宅サービスや、身体状態に変化についての報告） |

オ 「地域包括支援センターが感じている疑問や意見等」

| 地域包括支援センターが感じている疑問や意見等 | |
|------------------------|--|
| 支援の負担 | <ul style="list-style-type: none">●身寄りのない方、キーパーソンが不在の方が増えており、「予備軍」はかなりの数がいらっしゃると思う。●申立てについて、親族がおらず自ら申立ができる人がいないケースは対応に苦慮する。●申立ての方の支援は、時間・回数ともに負担が大きく、なんとかしなければと危機感を感じている。●審判が下りるまでの時間がかかる。●市長申立てをせざるを得ないケースもあるが、市職員の方の負担がとても大きいと感じる。今後件数も増加すると思われるため、対策が必要。●申立てをするにあたり、書類が多いと感じる。 |
| 正しい情報発信・普及啓発の必要性 | <ul style="list-style-type: none">●申立てや制度利用に係る費用負担の照会が多い。●制度の正しい理解が必要と思われる所以、啓発・広報してほしい。●信託銀行や後見制度支援信託、家族信託などについて理解ができていないため、知りたい。●任意後見制度をもっとうまく活用できないかと思う。●市民にはネガティブな印象（時間・お金かかる、大変そう、後見人が悪さをする、お金を自由にできない等）が先行している。●ネガティブな印象から、制度利用が必要と思われる方がいても、本人が拒否し支援できないことがある。●成年後見制度の正しい理解を得られる機会が必要だと感じる。 |

②相談支援事業所

ア 「相談者」と「相談の内容」

相談者は、本人や親族が多く、相談内容は、対象者の「身近な支援者の死亡」等で、現在や将来の生活を心配しての制度利用に関する相談が多くなっています。

| 相談者 | 内容（報告された事例） |
|-------------------------------|---|
| 親族 (父、母、兄弟姉妹、 親戚、配偶者 等) | <ul style="list-style-type: none">●同居の親が死亡し独居になった。<ul style="list-style-type: none">→生活能力に乏しく以前に結婚詐欺の被害にもあっている。→お金を使いすぎる傾向にあり、遺産を上手く管理できない心配がある。●親戚を亡くした。遺産相続のために後見人をつけたい。●同居の親が難病になった。本人が自宅で生活するもの難しい。●子について。自分達（親）亡き後を考えて後見人をつけたい。●施設入所している。成年後見人をつけるように言われたがどうしたら良いか。●制度利用を考えるが、制度について悪いニュースも聞くので心配。●父が認知症。支出が増え、借金もある。父名義の貯金を充てたい。●独居。財産があり、本人の管理能力にも不安がある。 |
| 本人 | <ul style="list-style-type: none">●お金の管理をしてほしい。契約等よくわからない。誰かに手伝ってほしい。●怖い。通帳、証券など預かってほしい。守ってほしい。●就労しているが、知的障害のため字が読めず、内容が理解できない。●就労先から保証人を求められるが、お願いできる人がいない。 |
| 関係機関 | <ul style="list-style-type: none">●キーパーソンがない。●金の使い方や、訪問販売にすぐ契約してしまい、心配。●同居の親族が亡くなり、相続の手続きができずにいる。●障害のある方について、地域包括支援センターからの支援依頼。●本人の状態が変化し、代理権のない保佐人がフォローできない。 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none">●退院後、成年後見の申し立てをしたほうが良いのではないか。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">●財産保護のため成年後見制度の利用が相応しい方がいる。 |

イ 「相談への対応」

相談支援事業所では、相談への対応として、本人の生活支援を行いながら、制度の説明や利用の提案を行うとともに、受諾団体の紹介や依頼、成年後見支援センターへのつなぎを行っています。

| 対応 | 具体的な内容 |
|-------------------|--|
| 親族への連絡 申立てへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●親族へ申立て手続きの支援。 →必要に応じ、療育手帳等の取得支援、障害福祉サービス利用支援。 ●親族は利用を望んでいるが、本人が同意しない際の相談対応。 |
| 関係機関への 相談・つなぎ | <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関の通院同行。 ●無料弁護士相談会の案内。 ●後見人受諾可能な専門職、団体への依頼。 ●後見制度の利用を視野に、社会福祉協議会の日常生活権利擁護事業の利用支援。 ●母と2人暮らしで単独外出ができない方。生活困窮者自立支援事業の利用支援。 |
| 制度説明 | <ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度 →必要に応じて、障害福祉サービスも調整 ●成年後見支援センター ●相談支援事業所の成年後見制度の研修会 |
| 本人申立ての支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●親族間の金銭トラブルに本人が対応できず、申立てをすることとなり、支援。 |

ウ「申立て支援の件数」

市内相談支援事業所における申立ての支援の件数は、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間で、4件でした。

エ「成年後見制度利用者、後見人からの相談や関わり」

| 相談者 | 相談、関わりの内容 |
|--------|--|
| 利用者 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に関する相談 |
| 成年後見人等 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援方針、対応等についての相談（関係者会議の開催、サービス等利用計画書の作成など） ●後見人の立ち位置に関する相談 ●情報共有（在宅サービスや、身体状態の変化についての報告） |

オ「相談支援事業所が感じている疑問や意見等」

| 相談支援事業所が感じている疑問や意見等 | |
|---------------------|---|
| 支援の負担 | <ul style="list-style-type: none"> ●申立て書類が多く、負担感があるため、成年後見支援センターに支援してほしい。 ●財産管理、身上保護が必要な人がいても、本人家族は市の相談会にまで出向かない。申立につなげるまで寄り添って援助する人がいない。 |
| 正しい情報発信・普及啓発の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ●ニュースで悪い話題（横領等）が流れ、ご本人・家族は悪いイメージを持っている方もいる。 良いイメージももっと印象付けられれば良いと思う。 |
| 相談窓口での知識 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談件数がまだ少ないが、今後の成年後見人制度に関する相談があった場合に、適切な判断が出来るように勉強していきたい。 |

(3) 金融機関の実態調査

令和元年4月、佐倉市内の金融機関12行に対し、アンケート調査を実施したところ、全12行より回答がありました。

① 「高齢者や障害のある方への対応の工夫について」

金融機関では、高齢者の方や障害のある方が詐欺等の被害を受けることを未然に防ぐため、高額の払い戻しをされる方、通帳やカード等の再発行を繰り返される方には特に注意を払っているとの回答が多くありました。

具体的な窓口での対応例では、金銭の使途や手続き内容を理解されているかどうか確認をする、家族と一緒に再来店をお願いするという回答が複数ありました。

一部の金融機関では、手続き内容の理解についてチェックシートやアンケートを実施する、家族と連絡がとれない方の場合は地域包括支援センターへ連絡して支援を依頼する、との回答もありました。

② 「金融機関での成年後見制度に関する案内や内部研修の実施状況について」

成年後見制度に関する研修を独自に行っている金融機関は6行でしたが、今後、「佐倉市成年後見支援センター」による研修会を「希望する」「検討する」と回答した金融機関は9行でした。金融機関内に成年後見制度関連のパンフレットを置くことについて、「既に置いている」「関心がある」と回答した金融機関は9行でした。

③ 「佐倉市成年後見支援センターの認知と相談歴について」

「佐倉市成年後見支援センター」を認知している金融機関は6行であり、これまでの相談歴は0件でした。

第4章　これまでの取り組みと調査からみる佐倉市の課題

1 成年後見制度の認知度の低さ

平成30年度市民意識調査の結果では、「成年後見制度をよく知っている」と答えた市民は全体の10.3%、「少しあは知っている」と答えた市民は全体の43.8%でした。また、「成年後見制度を利用したいと考えたことがある。」と答えた市民は全体の9.5%であり、「成年後見制度の相談窓口である成年後見支援センターを知っている。」と答えた市民は全体の10.8%でありました。

平成30年12月末の佐倉市における成年後見制度利用者数は195人ですが、認知症日常生活自立度「Ⅱ」以上の看護方、療育手帳所持者数、精神保健福祉手帳所持者数の合計が約6,200人であることを踏まえると、著しく利用者が少なく、成年後見制度の認知度の低さも一因と思われます。

地域包括支援センターや相談支援事業所の調査へのアンケート調査では、市民には成年後見制度について良くない印象を持つ方がいるとの意見を得ました。

また、申し立ての動機を得る機会となる金融機関へのアンケート調査では、市成年後見支援センターの認知度は12行中6行という結果も得られました。

このことを踏まえ、今後は、市民や関係機関、企業等に対し、成年後見制度の正しい情報や支援機関についての周知・啓発の強化が必要です。

2 成年後見人等への支援体制の不足

国の基本計画において、後見人等・被後見人等を孤立させず、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者も加わったチーム¹⁴を形成することが求められています。

しかし、親族が後見人等を担っている場合においては、自らチームを形成することが難しく、支援を十分に受けることができないまま課題等を抱え込んでしまう状況が多く発生していると考えられます。

佐倉市では、親族が後見人等を担っている方ケースが、成年後見制度利用者の約半数を占めているという特徴的な状況を踏まえ、家庭裁判所とも連携し、後見人等を支える体制づくりが必要です。

3 成年後見人等の不足

成年後見制度が必要となる可能性のある方が、佐倉市に少なくとも約6,200人存在すると推定されることに対し、佐倉市内で成年後見人等を受任できる候補者は、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士の専門職で17名であり、市民後見人候補者名簿登録者、佐倉市社会福祉協議会を加えても、28名と1団体という状況にあります。

また、平成31年3月、最高裁判所は、国の「成年後見制度利用促進専門家会議」において、本人の利益保護を図る観点から、後見人等にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、親族などを後見人等に選任することが望ましいとの基本的な考え方を示しました。

このような状況を踏まえ、今後は、弁護士等の専門職による後見人の大幅な増加は見込めないため、親族後見人、や市民後見人となりうる方を育成し、増やしていくことが必要と思われます。

¹⁴ チーム：権利擁護支援等が必要な方について、本人に身近な親族、福祉、医療、地域関係者と、後見等開始後はこれに後見人等が加わった上で協力して本人を見守り、必要な支援を提供し、対応していく仕組みのこと。

4 中核機関、地域連携ネットワークの未整備

「国の基本計画」では、必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において相談窓口を整備するとともに、「権利擁護支援等のが必要な方」を発見し、適切に必要な支援につなげ、さらには意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援するための仕組みである、「地域連携ネットワーク」を整備することが求められています。また、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関を設置するよう求められております。

佐倉市においては、中核機関の機能の一部を有する佐倉市成年後見支援センターがありますが、求められる全ての機能を有しておらず、地域連携ネットワークについては未整備となっております。

今後、これらを計画的・段階的に整備・推進していくことが必要です。

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取り組み

1 佐倉市の成年後見制度利用促進にむけての基本方針と基本目標

佐倉市では、平成25年4月より「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、「権利擁護支援等が必要な方」が、適切に制度を利用することができるよう、制度の利用促進や市民後見人の育成支援等を実施してきました。この経緯と実績を活かしつつ、更なる体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指します。

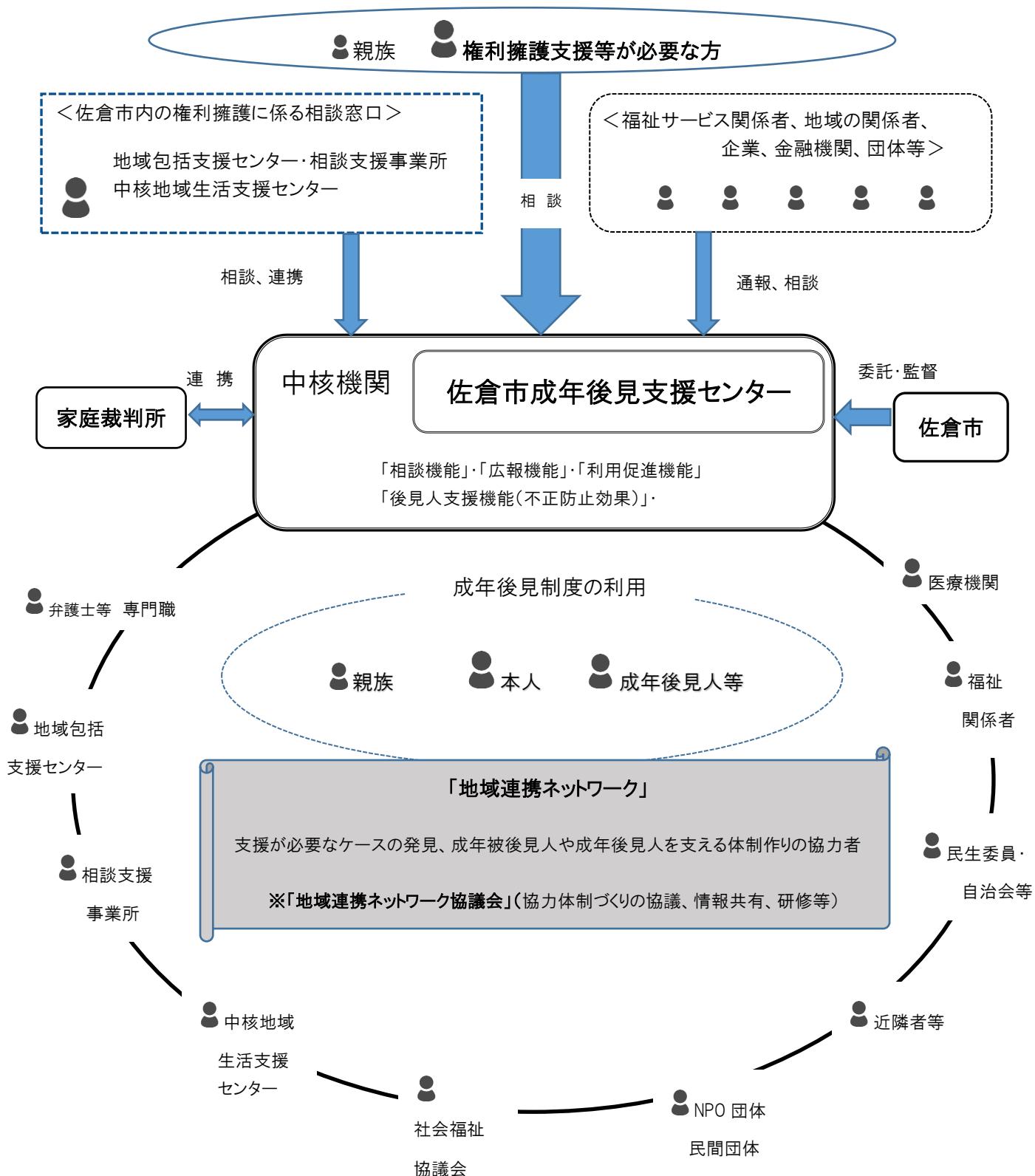
このため、多様な職種や関係機関等との連携を発展させた「地域連携ネットワーク」を構築し、「権利擁護支援等が必要な方」の発見や、早期段階からの相談体制を確立し、意思決定支援及び身上保護を重視した成年後見制度の利用を目指した支援体制の構築を進めるべく、従来の「佐倉市成年後見支援センター」を「地域連携ネットワーク」の軸となる「中核機関」と位置づけ、利用促進のための体制整備や機能強化を図ります。

実施にむけて、次の3つの基本目標を掲げます。

<基本目標>

- (1) 成年後見制度の周知・啓発の強化
- (2) 相談機能・後見人等支援の強化
- (3) 後見人等の養成

「佐倉市における 成年後見制度利用促進・地域連携ネットワークの目指す姿（イメージ）」



2 今後の取り組み

(1) 成年後見制度の周知・啓発の強化

市民に対し、制度についての正しい情報を、わかりやすく理解することができるための方法を検討し、広報啓発活動を進めます。

また、地域連携ネットワークを構成する協力者の拡大に向けて、市民、関係機関、各種団体や企業等において幅広く理解を深めることができるように、成年後見制度に関する研修会や講演会を開催します。

【具体的な取り組み】

- ホームページ、「広報さくら」による普及啓発・案内
 - ～成年後見制度、成年後見支援センター、相談会、研修会、
成年後見利用支援事業（申立費用や後見人等報酬の助成） 等
- 市民・関係機関等へのパンフレットの配布
- 出張説明会¹⁵の開催
- 成年後見制度の正しい情報の周知、啓発のための方法の検討
- 地域連携ネットワーク協力者を拡大するための研修会、講演会等の開催

¹⁵ 出張説明会：市民、福祉施設、学校、企業、各種団体などの地域の様々な集まりの場へ、依頼により成年後見支援センター職員が出向き、成年後見制度についての説明や案内を行うもの。

《これまでの佐倉市内での広報・啓発活動の実績》

| | | |
|---------------------------|--------------|---|
| ■佐倉市成年後見支援センターホームページによる啓発 | | |
| ■専門相談の相談日の掲載（「広報さくら」） | | |
| ■関係機関等へのパンフレットの配布 | | |
| ■出張説明会の 実施 | 平成28年度 | 8回 |
| | 平成29年度 | 7回 |
| | 平成30年度 | 7回 |
| ■成年後見制度 研修会・講演会 の開催 | 平成28年度 3回 | 「寸劇で学ぶ／専門家から学ぶ」 参加者61人 |
| | | 「地域の相談窓口と成年後見制度」 参加者16人 |
| | | 「親族後見人による後見活動」 参加者26人 |
| | 平成29年度 3回 | 「任意後見制度と公正証書遺言について」 参加者28人 |
| | | 「成年後見制度利用促進について」 「先進自治体の取り組み」 参加者59人 |
| | | 「住み慣れた地域で生活していくこと」 参加者14人 |
| | 平成30年度 2回 | 「終活と成年後見制度」 参加者25人 |
| | | 「成年後見制度と利用促進について」 参加者53人 |

(2) 相談機能・後見人等支援の強化

中核機関では、「権利擁護支援等が必要な方」に対し、地域連携ネットワーク・権利擁護に係る相談窓口・専門職等と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援体制の機能強化を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始された後においても、成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じて「支援チーム」の編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- 成年後見制度利用を含む包括的な相談支援の対応
- 成年後見制度に係る相談会の開催
- 多様な職種を含む新たな相談支援や受任調整等、体制整備の検討
- 市長申立の実施
- 成年後見人等への活動支援
- 地域連携ネットワークづくり
～「支援チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等との連携の構築
- 家庭裁判所との連携の推進
- 成年後見利用支援事業（申立費用や後見人等報酬の助成）の実施

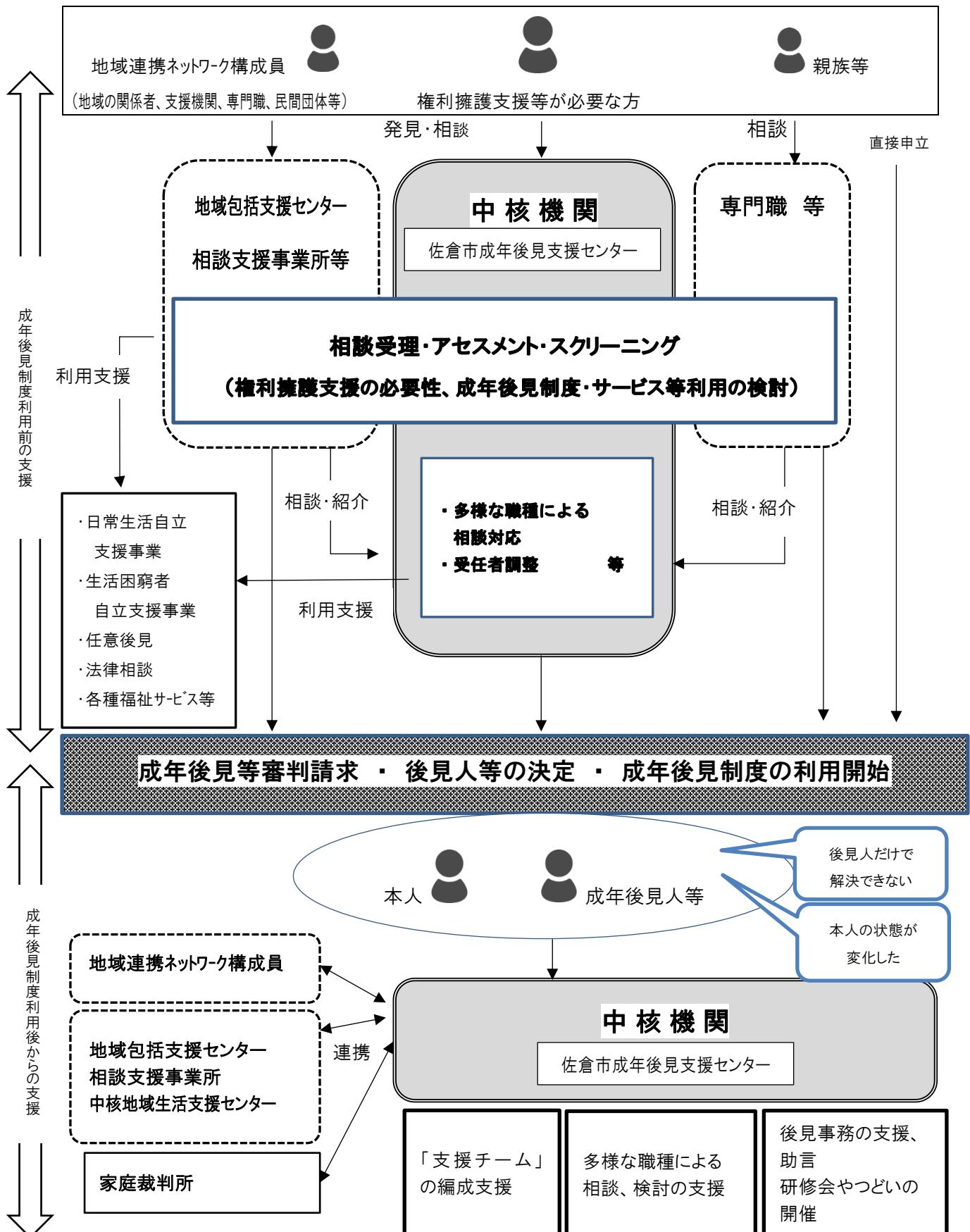
これまでの佐倉市内での相談支援活動の実績

| | | |
|---|--------|------------|
| ■成年後見支援センター窓口での 一般相談 | 平成28年度 | 237件 |
| | 平成29年度 | 264件 |
| | 平成30年度 | 321件 |
| ■専門職相談会 ※司法書士による相談対応 | 平成28年度 | 12回 24件 |
| | 平成29年度 | 12回 45件 |
| | 平成30年度 | 12回 50件 |
| ■成年後見制度に係る相談会 ※成年後見支援センター相談員・ 弁護士・司法書士による相談対応 | 平成28年度 | 2回 相談者 7人 |
| | 平成29年度 | 2回 相談者 5人 |
| | 平成30年度 | 2回 相談者 7人 |
| ■後見人のつどい | 平成30年度 | 1回 参加者 30人 |
| ■地域包括支援センターとの 事例検討会 | 平成29年度 | 8回 |
| | 平成30年度 | 5回 |
| ■医療機関・地域包括支援センター との合同懇談会 | 平成29年度 | 4回 |
| | 平成30年度 | 5回 |
| ■相談支援事業所との事例検討会 | 平成29年度 | 3回 |
| | 平成30年度 | 3回 |

佐倉市における近年の後見人等報酬助成の実績

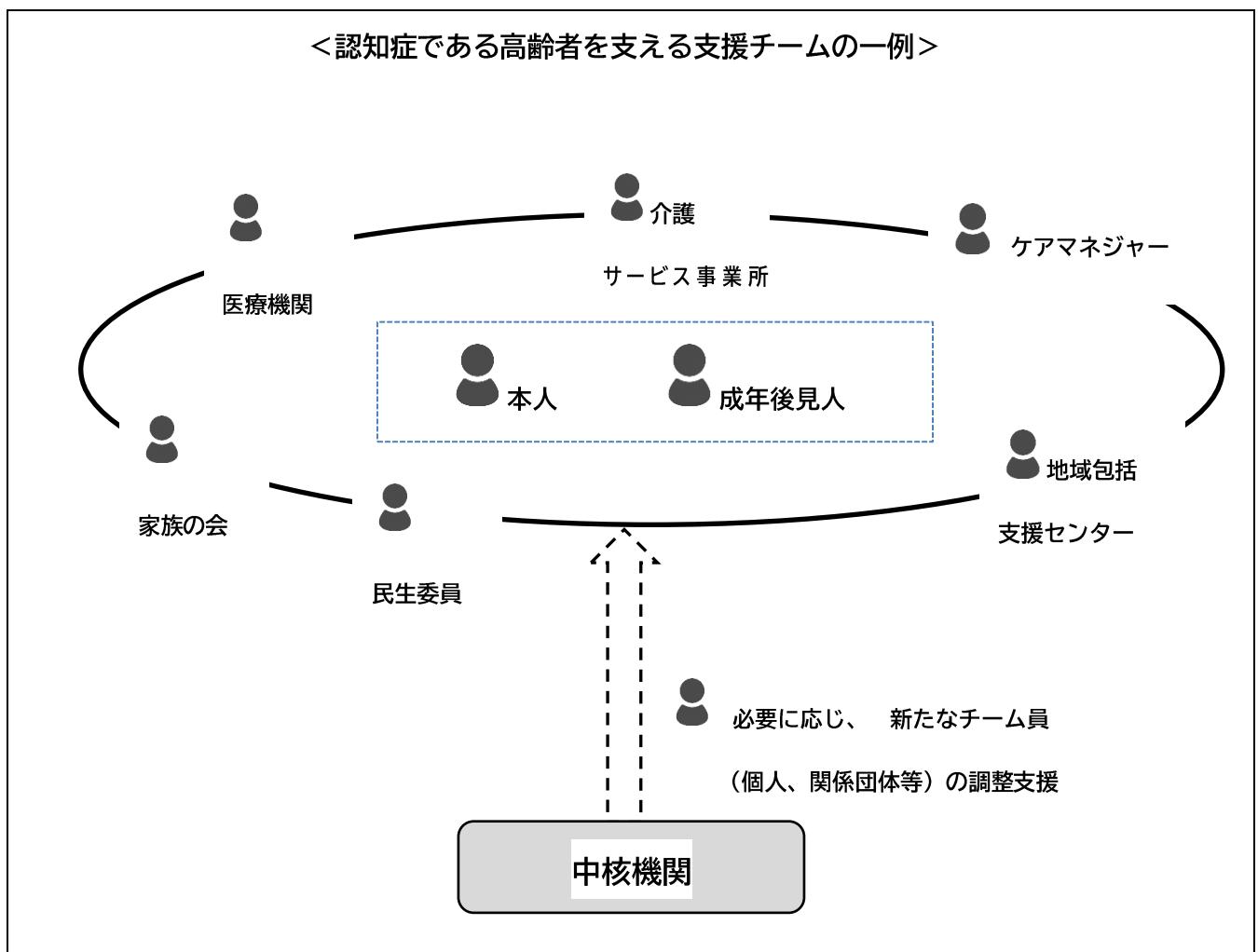
| | ■高齢者の後見人等報酬助成 | ■障害者の後見人等報酬助成 |
|--------|---------------|---------------|
| 平成28年度 | 1件 | 1件 |
| 平成29年度 | 4件 | 2件 |
| 平成30年度 | 8件 | 2件 |

「佐倉市成年後見制度利用に係る相談支援体制の目指す姿（イメージ）」



「佐倉市 成年後見制度に係る地域連携ネットワークの「支援チーム」イメージ」

(注) イメージ例であり、チーム編成は個別の状況より異なります。



(3) 後見人等の養成

「権利擁護支援等が必要な方」が増えていくことに対応するため、市民後見人登録者のスキルアップを継続するとともに、新たな市民後見人候補者の養成や成年後見人等の担い手（個人・団体）を育成する方法について検討を進めます。

また、成年後見人等の担い手の創出に向け、広く市民や今後成年後見制度の利用を検討されている方を対象とした研修会等を実施します。

【具体的な取り組み】

- 市民後見人登録者のスキルアップ研修の実施
- 市民後見人受任に向けての調整　登録者の活動支援
- 新たな成年後見人等の担い手の養成についての方法や体制づくりの検討
- 市民や成年後見制度利用予定者向けの研修会の開催

これまでの佐倉市内での市民後見人養成講座の実施状況

| | |
|---------------|------------|
| ■平成25年度（講義） | 修了者 13名 |
| ■平成26年度（実践演習） | |

これまでの佐倉市内での市民後見人登録者向けスキルアップ研修の開催状況

| | |
|-------------------|----|
| ■平成28年度（5月、7月、1月） | 3回 |
| ■平成29年度（5月、7月、1月） | 3回 |
| ■平成30年度（5月、7月、2月） | 3回 |

市民後見人の名簿登録の状況：平成31年3月31日現在

| | |
|-------------|-----|
| ■市民後見人名簿登録者 | 11名 |
|-------------|-----|

市民後見人の審判の状況：令和2年3月31日現在

| | |
|------------|----|
| ■市民後見人 審判数 | 3名 |
|------------|----|

第6章 資料編

1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱

成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進に関する検討会（以下検討会）という。）を置く。

(協議事項)

第2条 検討会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域における成年後見制度（民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見、保佐及び補助の制度をいう。以下同じ。）の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定すること。
- (2) 行政、福祉、医療、司法、地域その他の関係団体による、権利擁護支援のためのネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）の構築すること。
- (3) 地域連携ネットワークの整備及び運営を担う機関の設置及び運営に関すること。
- (4) 成年後見人等（佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則（平成14年佐倉市規則第2号。以下「規則」という。）第2条第6号に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）及び成年被後見人等（規則第2条第5号に規定する成年被後見人等をいう。）の支援並びに成年後見人等の受任者の調整に関すること。
- (5) 家庭裁判所及び千葉県弁護士会その他の専門職団体との連携に関すること。
- (6) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 司法書士

(3) 社会福祉士

(4) 行政書士

(5) 佐倉市社会福祉協議会の職員

(6) 佐倉市地域包括支援センターの職員

(7) 市内に相談支援事業所を有する団体の職員

(8) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対して会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月22日決裁 29佐高第1927号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員

【敬称略】

| | <u>選出区分</u> | <u>氏名</u> | <u>所属・推薦団体</u> |
|----------|----------------------------|--------------|-------------------------|
| <u>1</u> | <u>弁護士</u> | <u>奥 敦士</u> | <u>千葉県弁護士会</u> |
| <u>2</u> | <u>司法書士</u> | <u>菊池 薫子</u> | <u>千葉司法書士会</u> |
| <u>3</u> | <u>社会福祉士</u> | <u>高美 修次</u> | <u>千葉県社会福祉士会</u> |
| <u>4</u> | <u>行政書士</u> | <u>金末 利夫</u> | <u>千葉県行政書士会</u> |
| <u>5</u> | <u>佐倉市社会福祉協議会の職員</u> | <u>深沢 孝志</u> | <u>佐倉市社会福祉協議会</u> |
| <u>6</u> | <u>佐倉市地域包括支援センターの職員</u> | <u>佐藤 智之</u> | <u>臼井・千代田地域包括支援センター</u> |
| <u>7</u> | <u>市内に相談支援事業所を有する団体の職員</u> | <u>近藤 美貴</u> | <u>ワークショップかぶらぎ</u> |
| <u>8</u> | <u>学識経験を有する者</u> | <u>杉山 功</u> | <u>杉山司法書士事務所</u> |

任期：平成30年6月1日から令和2年5月31日まで

3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況

| 年度 | 回 | 開催日時 | 議題等 |
|--------|-----|-----------------------------|---|
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年6月1日（金） 14:00～16:30 | ①委嘱状交付 ②成年後見制度利用促進に関する検討会協議事項について ③国、先進地の動向や佐倉市の状況について ④今後のスケジュール等について |
| | 第2回 | 平成30年8月3日（金） 14:00～17:30 | ①佐倉市における成年後見制度利用促進のための取り組みについて ②優先して取り組む事項等の具体的な内容の検討について |
| | 第3回 | 平成31年2月8日（金） 14:00～16:50 | ①成年後見制度利用促進に関する検討会意見書について ②佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（概略）について |
| 令和元年度 | 第1回 | 令和元年6月7日（金） 14:00～16:30 | ①今後のスケジュールについて ②佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（骨子）について ③当事者団体からのご意見等について |
| | 第2回 | 令和元年8月23日（金） 14:00～16:00 | ①佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について ②その他 |
| | 第3回 | 令和元年11月 日（ ） 14:00～16:00 | ①佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）について ②その他 |

4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則

5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則